

シンポジウム 1-B 座長集約

「医療安全の適正化がもたらす影響」 B「モダリティ別における線量管理の現状と問題点」

秋田県立循環器脳脊髄センター 加藤 守
国立病院機構仙台西多賀病院 放射線科 高橋 大樹

2018年度の診療報酬改定では、画像診断管理加算3などの算定要件に被ばく線量管理が明記され、更に2020年4月1日の「医療法施行規則の一部を改正する省令」の施行によって、被ばくの線量管理・記録が義務化される。

今シンポジウムでは、日本放射線技術学会東北支部企画として、現在、被ばく線量管理システムを導入し運用している3施設からCT・IVR・核医学における線量管理の現状と問題点を講演していただいた。また、日本放射線技師会企画 ソリューションカンファレンス企画として、線量管理を先駆けて行ってきた全国循環器撮影研究会のIVR被ばく線量低減推進施設認定制度について紹介していただいた。

CT検査の線量管理について、新潟市民病院 神田 英司先生の講演では、システムの活用により効率的なデータ収集が可能になり、外れ値の解析をすることによって更に最適化を進めることができるようになったとの報告があった。IVRの線量管理について、竹田総合病院 皆川 貴裕先生の講演では、システム運用後、患者毎の線量管理が効率的にできる様になり確定的影響発生しきい値線量を超えた場合の患者フォローに役立っているとのことだった。核医学検査における投与量適正化について、秋田県立循環器脳脊髄センター 佐藤 郁先生の講演では、実投与量の集計が簡便に行えて、被検者の体格等も考慮可能な実投与量の解析が行えるシステム整備が必要とのことだった。

2020年の医療法改正に向けてどの様に線量管理するべきか検討している施設は多いと思われる。線量管理システムを導入してもシステムをどの様に活かすかは放射線技師次第であるが、上手く活用できればより質の高い線量管理が可能になる。このシンポジウムが各施設の医療被ばく線量管理体制構築の参考になれば幸いである。